

福建産連第 17 号
平成 25 年 7 月 4 日

福井県建設産業団体連合会
各 団 体 の 長 様

福井県建設産業団体連合会
会 長 松 田 七 男
【公 印 省 略】

国土交通省バリアフリー化推進功労者表彰候補の推薦依頼について

平素は当会の業務運営に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、福井県土木部から推薦依頼がありましたので、貴団体に該当者がおられましたら、御推薦いただきたく、依頼申し上げます。

記

1. 表彰要領等 別添書類を参照
2. 提出書類 ①推薦調書（別紙様式）
 ②パンフレット、写真、図面等
 新聞記事や冊子等のコピーなど
3. 提出期限 平成 25 年 8 月 1 日（木） 必着
4. その他 期日までに推薦がない場合は、候補者がいないものとして処理しますので、御注意ください。

国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰について

○表彰制度創設の背景・目的

平成18年12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が施行され、国土交通省として公共交通機関、建築物、道路、駐車場、都市公園などの総合的かつ一体的なバリアフリー化を進めるとともに、国民の意識啓発に努めることとしている。

バリアフリー化を進めるに当たって、ハード面の整備促進はもちろん、国民のバリアフリーに関するさらなる理解や協力が必要であることから、特に、国土交通分野のバリアフリー化推進における多大な貢献が認められた個人又は団体を表彰し、優れた取り組みを広く普及させ奨励することを目的とする。

○概要

- ・平成19年度に表彰制度を創設し、平成20年3月10日に第1回表彰式を行って以降、平成25年1月18日までに6回の表彰式を開催。
- ・表彰は、国土交通大臣が行う。
- ・表彰件数は、原則5件。
- ・表彰候補者の推薦は、本省内部部局及び地方局等の長が行う。
- ・受賞者の選考は、学識経験者からなる選考委員会の意見を聴いて、国土交通大臣が受賞者を決定する。

○表彰式スケジュール

第7回国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰式

日時：**平成26年1月17日**前後の予定

場所：国土交通省

国土交通省バリアフリー化推進功労者表彰要領

平成19年9月18日

国総安政第14号

第1 目的

この表彰は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、公共交通機関、建築物、道路、駐車場、都市公園などの総合的かつ一体的なバリアフリー化を進めて行くことになったこと、また、国及び国民の責務として規定された〈心のバリアフリー〉に関して、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め、協力を求めるようになったことから、バリアフリー化の推進に向けて国土交通分野における多大な貢献が認められ、かつ、顕著な功績又は功労のあった個人又は団体（以下「個人等」という。）を表彰し、もってバリアフリー化に関する優れた取り組みを広く普及させるとともに、これらの諸活動を奨励することを目的とする。

第2 表彰の対象

バリアフリー化の推進に向けて国土交通分野における多大な貢献が認められ、かつ、顕著な功績又は功労のあった個人等

第3 表彰権者

表彰は、国土交通大臣（以下「大臣」という。）が行う。

第4 表彰の方法

- (1) 表彰は、表彰状又は感謝状を授与して行う。
- (2) 表彰は副賞を添えて行うことができる。

第5 表彰の時期

表彰は、年1回行う。

第6 表彰の推薦

本省内部部局及び地方局等の長から表彰に値すると認められる個人等がある時は、その旨を総合政策局長に推薦することができる。

第7 被表彰者の選考

被表彰者の選考は、本省内部部局及び地方局等の長から推薦された者のうちから、国土交通省バリアフリー化推進功労者表彰選考委員会の意見を聴いて、大臣が被表彰者を決定する。

第8 表彰の事務

表彰に関する事務は、総合政策局において行う。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、総合政策局長が定める。

附則

この要領は、平成19年9月18日から施行する。

附則

この要領は、平成20年7月28日から施行する。

国土交通省バリアフリー化推進功労者表彰候補者推薦要領

平成 19 年 9 月 18 日
国総安政第 15 号
改正 平成 20 年 7 月 28 日

国土交通省バリアフリー化推進功労者表彰の推薦の範囲及び手続きについては、「国土交通省バリアフリー化推進功労者表彰要領」（平成 19 年 9 月 18 日付国総安政第 14 号）に定めるところのほか、下記により行う。

記

1. 推薦の範囲

「国土交通省バリアフリー化推進功労者表彰要領」第 2 の「表彰の対象」の規定に該当すると考えられる個人又は団体とし、推薦に際しては、「表彰対象として想定される代表的事例」を参考にすることとする。

2. 推薦の手続

(1) 本省内部部局及び地方局等の長は、総合政策局長からの推薦依頼に基づき、候補者の推薦を行うものとする。推薦件数は、個人及び団体を通じて別表の件数以内とする。

なお、推薦する対象は、原則として、当該地域においてその取り組みが行われ、当該地域のハード面あるいはソフト面のバリアフリー化に多大な貢献があったものとする。ただし、本省内部局からの推薦にあっては、その取り組みが全国に及ぶものに限る。

(2) 毎年、推薦依頼を行うに当たり、推薦の期日を定めることとする。

(3) 推薦に際しては、推薦される者の経歴、表彰の理由となる功績等を具体的に明記する。なお、都道府県知事、指定都市の市長、国土交通省地方支分部局の長から表彰を受けた者を推薦する場合は、当該表彰の関係規程及び実施状況を添付することとする。

以上

国土交通省バリアフリー化推進功労者表彰の対象として想定される代表的事例

公共空間のバリアフリー化整備・管理

- ・公共交通機関・建築物・道路・公園などのバリアフリー化
- ・その他、まちづくりにおけるバリアフリー化

なお、国が直轄事業として整備したものは除く。

(例)

- ・他に例を見ない創意工夫をこらしてバリアフリー化された駅等旅客施設、建築物、道路、公園などの整備
- ・バリアフリー化車両の開発・普及等により、地域のバリアフリー化に多大な貢献をした
- ・法律で義務付けられたバリアフリー化の整備にとどまらず、自主的かつ先駆的な工夫・配慮の見られるもの
- ・先駆的な取り組みとして広く注目されたもの（マスコミ等で大々的に取り上げられたもの等）
- ・都市再生・地域活性化、環境への配慮、観光・地域産業の振興など、他の政策目的と融合・連携したもの

バリアフリー化への推進・普及のための活動

- ・国民のバリアフリー化の促進に関する理解や協力を求めることを目的とした活動

なお、現在も活動を継続しているものに限る。

(例)

- ・バリアフリー教育などの実施に多大な貢献があった
- ・高齢者や障害者等の社会参加を積極的に支援するなど、心のバリアフリーが地域と一体となった取り組み
- ・バリアフリー化の整備にあたって、地域が一体となって意見を出し合い、より良いものを作り上げたといった、整備に向けてのプロセスを評価できるもの

国土交通省バリアフリー化推進功労者表彰選考要領

平成 19 年 9 月 18 日
国総安政第 16 号
改正 平成 20 年 7 月 28 日

国土交通省バリアフリー化推進功労者表彰の受賞者の選考については、「国土交通省バリアフリー化推進功労者表彰要領」（平成 19 年 9 月 18 日付国総安政第 14 号。以下、「要領」という。）に定めるところのほか、下記により行う。

記

1. 国土交通省バリアフリー化推進功労者表彰選考委員会

要領第 7 に基づき、総合政策局長は、国土交通省バリアフリー化推進功労者表彰選考委員会（以下、「委員会」という。）を開催する。

(1) 委員会の業務

委員会は、本省内部部局及び地方局等から推薦された候補者の中から、提出された資料等に基づき受賞者案を作成する。

(2) 委員の構成

委員会の委員は、総合政策局長が指名する者とし、委員長は互選で決定する。

(3) 委員会の事務

委員会の事務は、総合政策局安心生活政策課において行う。

2. 表彰の対象

国土交通分野における多大な貢献が認められ、かつ、顕著な功績又は功労があったと認められる個人又は団体

3. 表彰数

5 件程度を目途とする。

4. 再表彰の取扱い

(1) 同一の表彰理由に対する表彰は、重ねて行わない。

(2) すでに、勲章、褒章、内閣府の行うバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰を授与された個人又は団体は、対象外とする。

5. 欠格事由

候補者の選考に当たっては慎重に調査し、特に罪を犯した者及び犯罪容疑者等で表彰することが国民感情にそぐわない者については表彰することができない。

以上